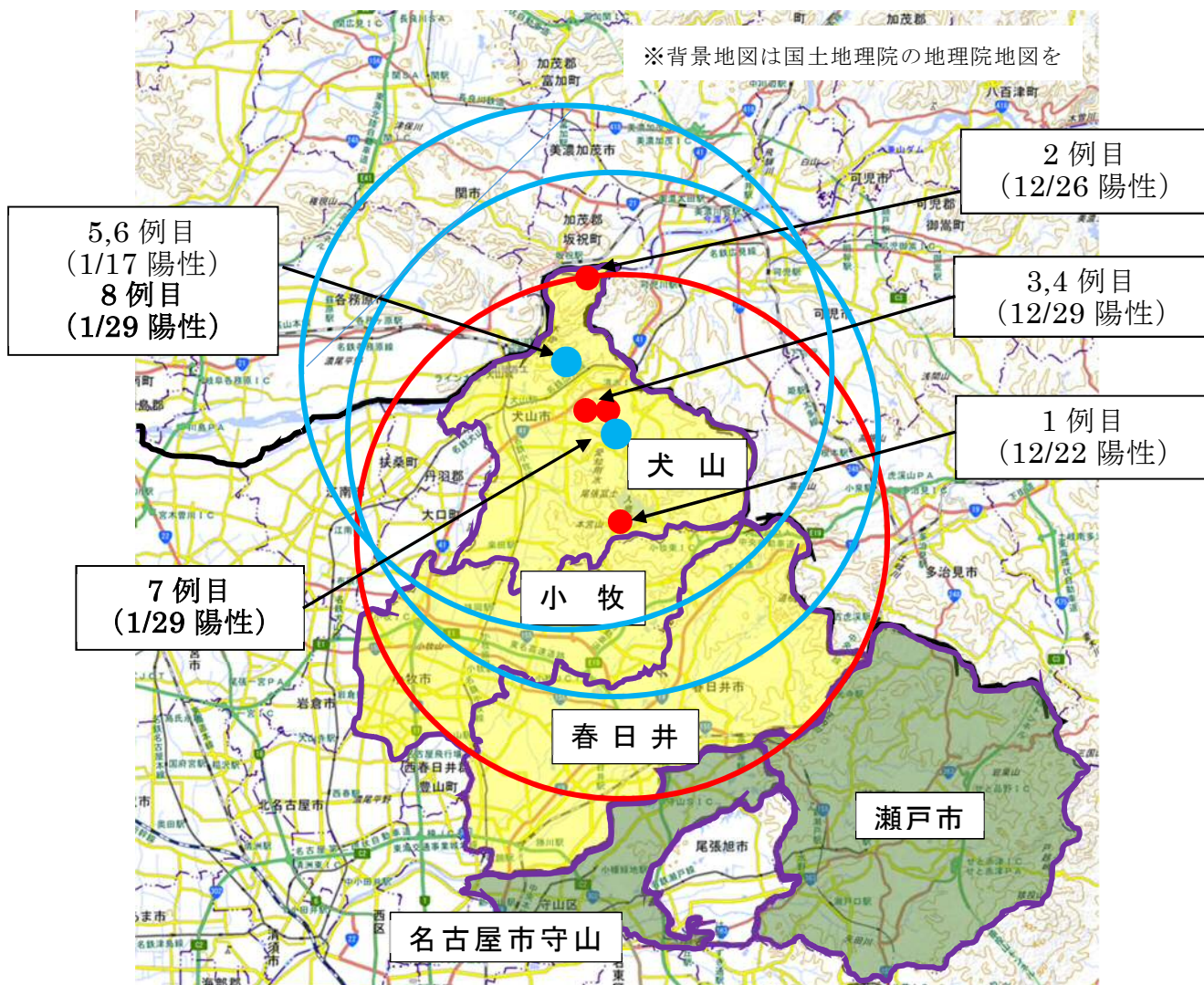


今回の野生イノシシの発見場所から半径 10 kmの地図及び調査対象区域

— : 今回の野生イノシシの発見場所から半径 10 km — : 野生イノシシ調査対象区域



◀ 指定猟法禁止区域 (平成30年11月13日告示) ▶

- 区域の名称: 尾張北部指定猟法禁止区域
- 区 域: 犬山市、小牧市、春日井市の区域全域
- 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法
- 期 間: 平成30年11月15日(木)～平成31年3月15日(金)

◀ 指定猟法禁止区域 (平成31年1月4日告示) ▶

- 区域の名称: 尾張北東部指定猟法禁止区域
- 区 域: 名古屋市守山区及び瀬戸市の区域全域
- 指定猟法: 銃器又はわなを使用する猟法
- 期 間: 平成31年1月6日(日)～平成31年3月15日(金)

※ 1例目の捕獲場所から10km以内には、江南市、大口町、扶桑町、豊山町も含まれるが、イノシシの生息が確認されていないため対象外